



2006

April

4



地域と共に歩んできた豊之浦保育所が 平成17年度で閉所になりました

豊之浦保育所は、昭和24年に私設保育所として開設。昭和36年に町営となり、昭和39年に現在の場所に移転しています。

昭和51年から定員を割り、以降園児の数は年々減少し、平成17年度には4名、一地区一保育所として地域と共に歩んできたこの保育所が3月31日をもって閉所になりました。

広報

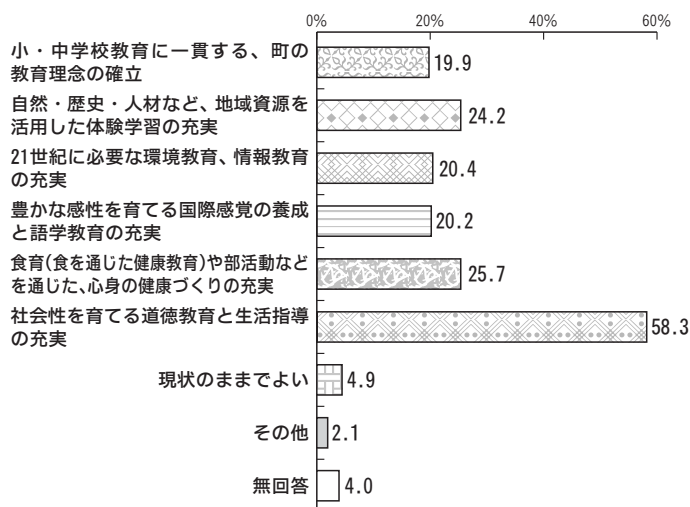
いかた

町民意識調査(アンケート)結果報告(その2)

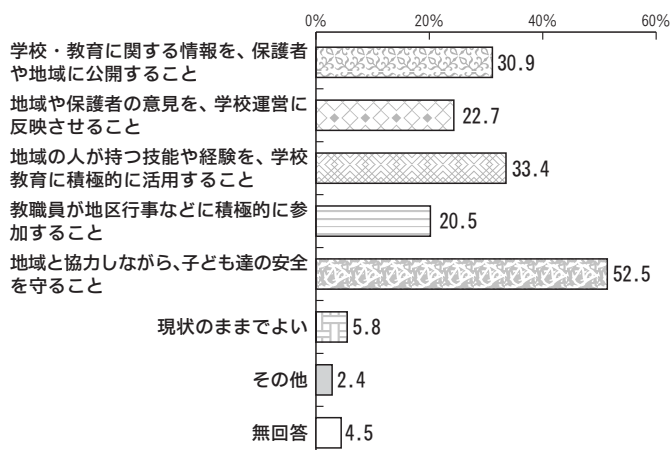
2. 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち (教育・文化分野)

○●子どもを育てる環境●○

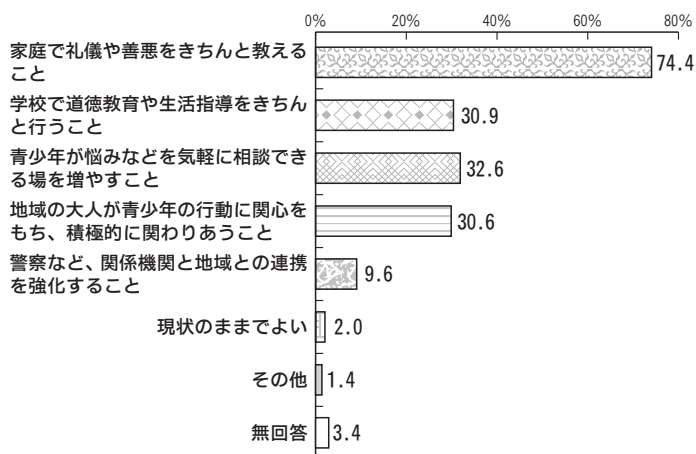
■学校教育の取組みについて



■小・中学校運営の取組みについて



■青少年健全育成の取組みについて

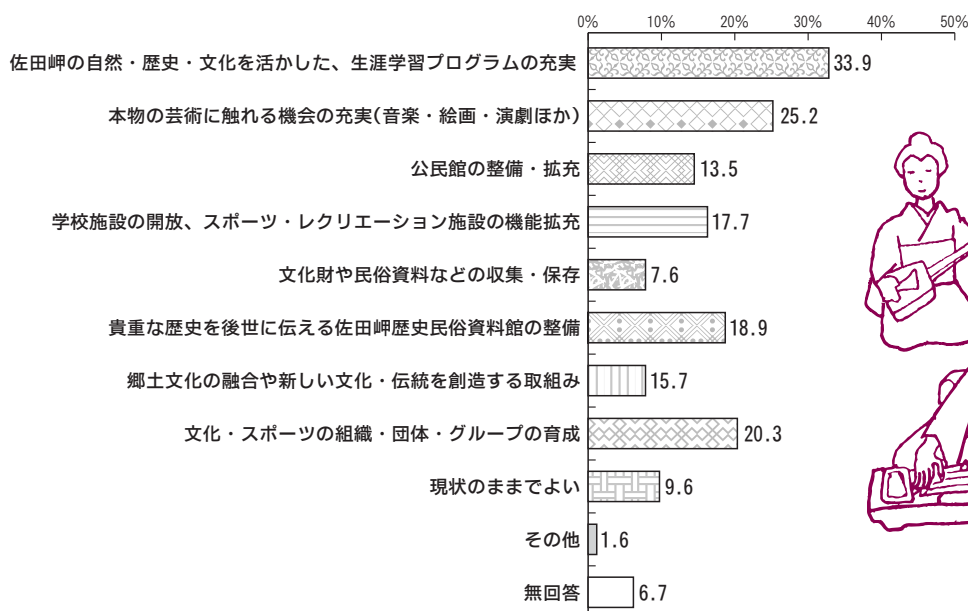


学校教育として、「社会性を育てる道徳教育と生活指導の充実」の割合が高く、小・中学校運営については、「地域と協力しながら、子ども達の安全を守ること」、「学校・教育に関する情報を、保護者や地域に公開すること」、「地域の人が持つ技術や経験を、学校教育に積極的に活用すること」が高くなっています。また、青少年健全育成の取組みとして、「家庭で礼儀や善悪をきちんと教えること」の割合が高くなっています。

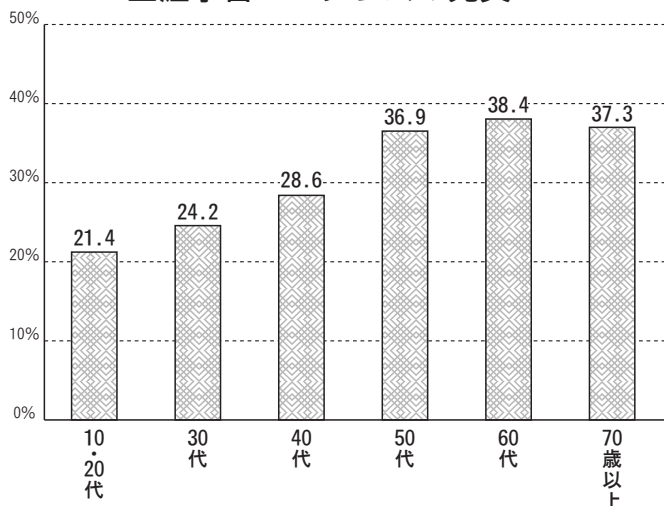
こうしたことから、近年の家庭や子どもを取り巻く環境の変化からも、家庭や地域、学校との密接な連携・協力が重要であると考えられます。

○● 伝統文化の継承・創造 ●○

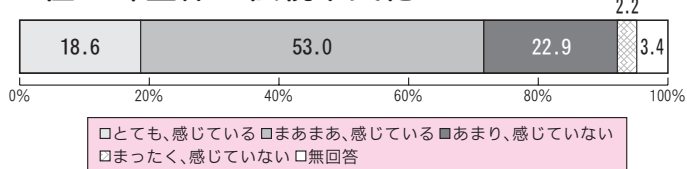
■ 生涯学習・スポーツ・文化活動への取組みについて



■ 佐田岬の自然・歴史・文化を活かした、生涯学習プログラムの充実

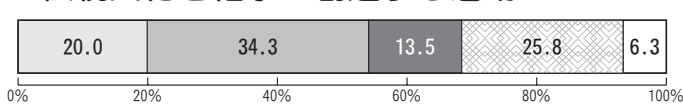


■ 佐田岬全体の伝統や文化について



□とても、感じている □まあまあ、感じている ■あまり、感じていない
□まったく、感じていない □無回答

■ 伝統文化を継承・創造する活動について



□現在、参加しているし、今後も続けたい
□参加したことはないが、今後は参加したい
■参加したことがあるが、今後は参加しない
□これまで参加したことはないし、今後も参加するつもりはない
□無回答

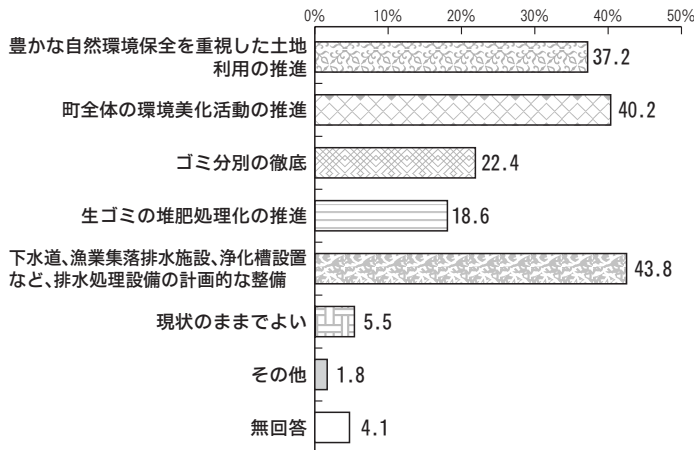
生涯学習・スポーツ・文化活動への取組みとして、「佐田岬の自然・歴史・文化を活かした、生涯学習のプログラムの充実」と回答した方の割合が最も高く、年代が上がるにつれその割合は高くなる傾向がみられます。また、佐田岬全体の伝統や文化に対して、7割以上の方が、誇りや愛着を感じている一方で、町の伝統文化を継承・創造する活動へは約4割の方が「今後参加しない・するつもりがない」と回答しています。

こうしたことから、誰もが生きがいを持って生活していくことができるように、生涯学習プログラムの充実、文化・スポーツ活動の促進が重要。また、町の伝統文化を継承・創造していくための、住民に対する理解・啓発に努めていくことが重要であると考えられます。

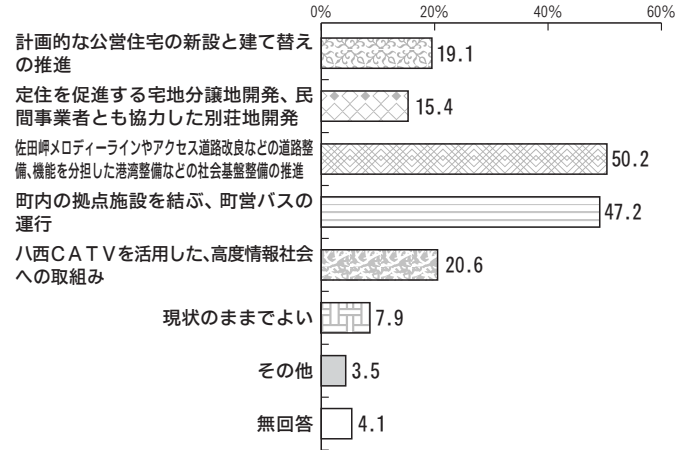
3. 快適で、温かいふれあいが広がるまち (定住環境・社会基盤・安全分野)

○●自然環境保全と生活環境の向上●○

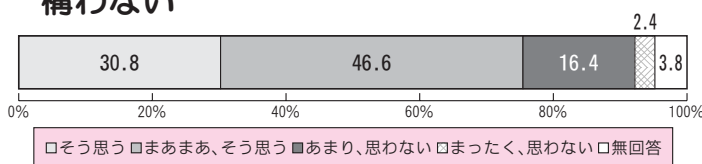
■自然環境保全への取組みについて



■生活基盤の取組みについて



■自然を守るために、生活が少し不便でも構わない

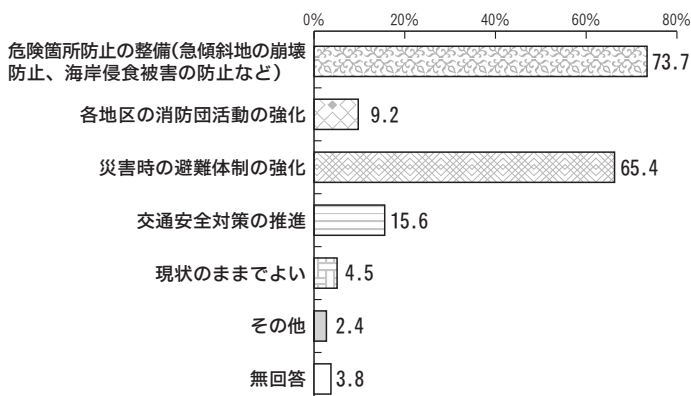


自然環境保全への取組みについて、「下水道、漁業集落排水施設、浄化槽設置など、排水処理設備の計画的な整備」と回答した方の割合が最も高くなっています。また、自然を守るために、生活が少し不便でも構わないということについて「そう思う・まあまあ、そう思う」と回答した方の割合が約8割と高くなっていることから、排水処理設備については、生活環境の向上や、自然環境保全のためにも、早急に取り組むべき課題と考えられます。一方で、生活基盤の取組みでは、「佐田岬メロディーラインやアクセス道路改良などの道路整備、機能を分担した港湾整備などの社会基盤」や「町内の拠点施設を結ぶ、町営バスの運行」が今後重要であると回答しています。

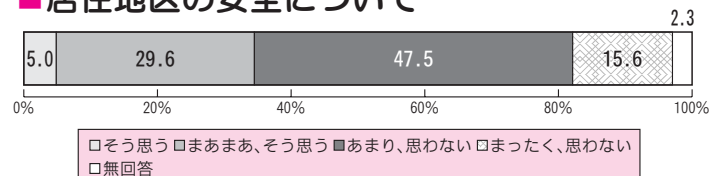
こうしたことから、自然と共存しながら快適なくらしができる、豊かで魅力あるまちづくりの形成を図っていくことが重要であると考えられます。

○●町の災害対策●○

■町の安全への取組みについて

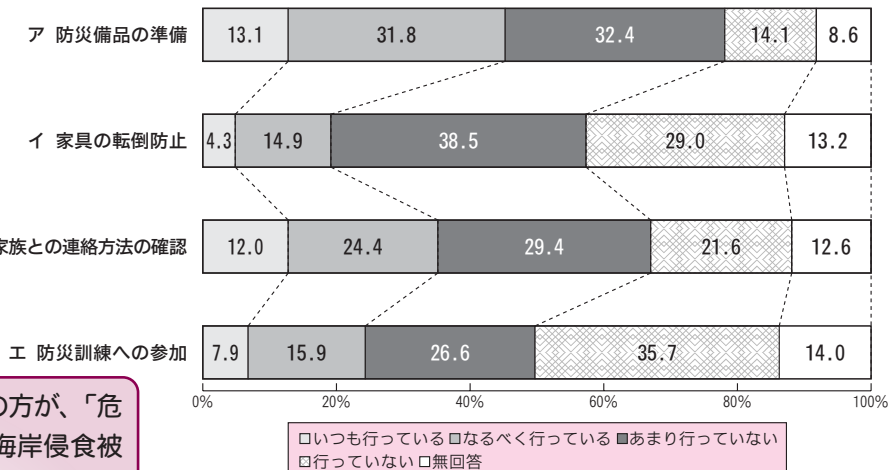


■居住地区の安全について





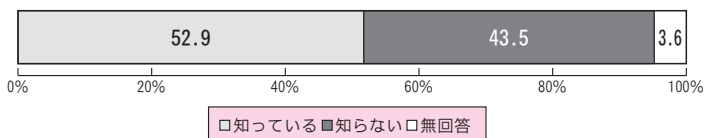
■災害への備えについて



町の安全への取組みについて、6割以上の方が、「危険箇所防止の整備(急傾斜地の崩壊防止、海岸侵食被害の防止など)」、「災害時の避難態勢の強化」と回答しています。また、半数以上の方が、災害に対して、居住地区が安全ではないと感じながらも、災害への備えとしては、ふだんから実践していない方の割合が高く、災害時の避難場所についても、知らないと回答した方が4割以上となっています。

こうしたことから、住民に対する防災知識の普及啓発や、防災意識啓発が重要であると考えられます。

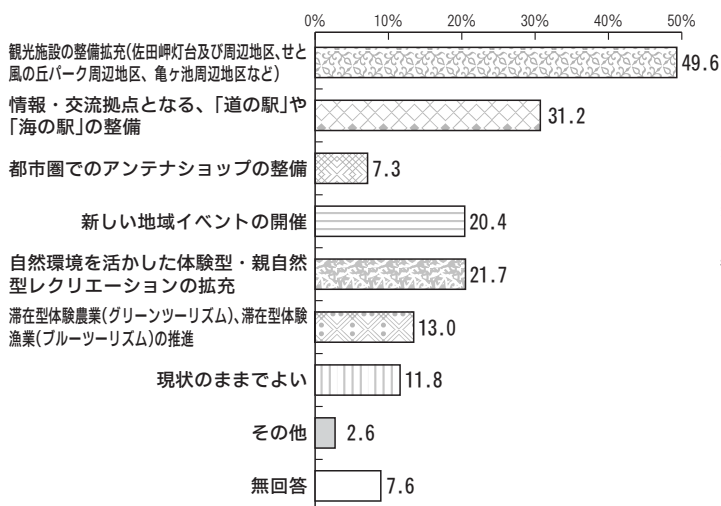
■災害時の避難場所について



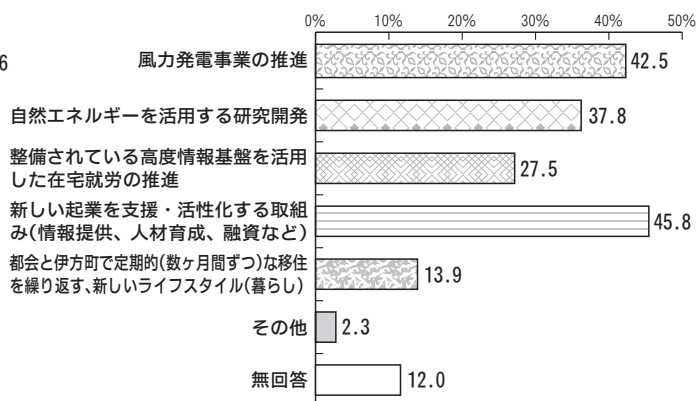
4. 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしの出来るまち (産業振興分野)

○●町の今後の取組み●○

■町の観光振興への取組みについて



■町の新たな取組みについて



町の観光振興への取組みとして、約半数の方が、「観光施設の整備拡充(佐田岬灯台及び周辺、せと風の丘パーク周辺、亀ヶ池周辺など)」と回答しています。また、町の新たな取組みとしては、新しい起業を支援・活性化する取組み(情報提供、人材育成、融資など)」と回答した方の割合が最も高くなっています。

こうしたことから、近年の観光ニーズの変化などからも、地域の特性を活かした、魅力的な観光まちづくりが重要。また、新たな雇用の創出、若者の定住化などによる、地域の活性化を目指していくためにも新しい起業を支援・活性化していくことが重要であると考えられます。



伊方町長選挙をきぎのじより執行します。

1、選挙期日

●投票日

平成18年4月16日(日)

●投票時間

午前7時から午後8時まで
(町内33投票所)

●開票日

平成18年4月16日(日)

●開票時間 午後10時から
●場所 伊方町民会館 4階大ホール

2、選挙期日の告示の日

平成18年4月11日(火)

3、立候補の届出日

平成18年4月11日(火)
1日間

4、この選挙の有権者は次によります。

今回行われる伊方町長選挙は、平成18年4月10日現在で選挙時登録をする選挙人名簿により投票を行います。

◎4月10日の選挙人名簿には住民基本台帳(住民登録)に引き続き3ヶ月以上(転入者にあつては、平成18年1月10日以前に転入届をした者)登録されている方で、4月16日で満20歳以上(昭和61年

●届出する場所

伊方町民会館 3階研修室

●届出時間

午前8時30分から午後5時まで

5、期日前投票(従来の不在者投票に替わる制度です)ができる期間

4月12日(水)から4月15日(土)までの4日間
毎日、午前8時30分から午後8時まで、

※期日前投票所は次の5カ所です。

- 伊方町役場本庁
 - 瀬戸総合支所(旧瀬戸町役場)
 - 三崎総合支所(旧三崎町役場)
 - 町見出張所(旧町見支所)
 - 四ツ浜出張所(旧四ツ浜支所)
- で投票ができます。

投票所について

●投票所は、従来(合併前の投票所)と同じです。
●投票所および投票時間については、後日郵便で送付します投票所入場券でご確認ください。

不在者投票について

●病院や老人ホームなどにおける不在者投票は従来どおりとなっておりますので、ご連絡はお早めにご利用します。なお、今回の選挙は取り扱い期間が短いため、一時的に町外へ行っておられる方、または入院されている方への連絡などは早めに行ってください。

郵便等による不在者投票について

●身体障害者手帳などをお持ちの方で、身体に重度の障害があつて投票所へ行って投票ができない方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

●郵便による不在者投票をすることができる選挙人は、選挙の期日前4日までに、

郵便等投票証明書を添付して、不在者投票用紙等の交付を請求していただくことにより、自宅で投票することができません。

① 郵便等による不在者投票

を行う場合は、郵便等投票証明書の交付申請書を伊方町選挙管理委員会に提出しなければなりません。(身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳等を添付)

郵便等投票証明書の有効期限は、要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間、その他の者は交付の日から7年間で、交付申請はいつでも行うことができます。

(郵便による不在者投票をすることができる者の範囲)

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者又は、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者である選挙人のうち次に掲げる者となります。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者については、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは免疫の障害若しくは移動機能の障害(以下「両下肢等の障害」という)の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害若しくは移動機能の障害にあつては1級若しくは2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害(以下「内臓機能の障害」という)にあつては1級若しくは3級、免疫の障害にあつては1級から3級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第9条第1項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証
 - (2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者については、同法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第2項症まで、内臓機能の障害にあつては同表の特別項症から第3項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第5条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
 - (3) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者については、同法第12条第3項の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者
- ② 前記(1)(2)のいずれかに該当され、郵便等による不在者投票をすることができ

選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)又は(2)に該当する方は、あらかじめ伊方町選挙管理委員会委員長に届け出た者に、投票に関する記載をさせることができます。

- (1) 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者
 - (2) 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者
- 上記に該当される方は、代理記載の方法による投票を行うことができます。あることを伊方町選挙管理委員会に申請し、代理記載人となるべき者を届出ることができます。

詳しいことは、伊方町選挙管理委員会(伊方町役場総務課内)におたずねください。
電話 38-0211

●地域創業助成金のご案内●

厚生労働省では、地域貢献事業を行う法人を設立、または個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者を1人以上含む2人以上の常用労働者または短時間労働者を雇い入れる事業主に対して、新規創業に係る経費や労働者の雇い入れについて支援する、地域創業助成金制度を行っています。

助成金の対象となる地域貢献事業は、全国共通で次の10分野が指定されていますが、伊方町ではさらに、地域重点分野として、さらに3業種が対象になっていますので、該当する事業を始めようとお考えの方は、ぜひご利用ください。

全国共通の10分野

- ①個人・家族向けサービス
- ②社会人向け教育サービス
- ③企業・団体向けサービス
- ④住宅関連サービス
- ⑤子育てサービス
- ⑥高齢者ケアサービス
- ⑦医療サービス
- ⑧リーガルサービス
- ⑨環境サービス
- ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

伊方町の地域重点分野

- 活力ある産業のまちづくり分野
対象となる業種
- 食料品製造業(09)
 - 飲食料品小売業(57)
 - 一般飲食店(70)
- ()内の番号は、日本標準産業分類の中分類です。
制度の詳細については、(社)愛媛県高齢者雇用開発協会 TEL089-943-6622までお問い合わせください。

「遺言電話無料法律相談」の実施について

愛媛弁護士会では「遺言」に焦点を定め、4月14日に遺言電話無料法律相談を実施します。お気軽にご利用ください。

日時 平成18年4月14日(金) 午前10時～午後2時
場所 愛媛弁護士会館
松山市三番町4丁目8-8
「問い合わせ」

内容 午前2名、午後2名の弁護士が常駐し電話相談に応じる。(面談相談は不可)
・「遺言」の作成・保管・執

直通電話 (代)089(915)0080
相談料 無料
主催 愛媛弁護士会

行に関する電話相談であり、「相続」に関するご相談は今回の電話相談ではお受けできませんので、ご了承ください。

町消防出初式

町消防団員等が出動



▶「消防庁長官表彰を受賞した吉川保吉氏」

3月19日(日)、町消防(山口正司団長)出初式が伊方中学校グラウンドで盛大に挙行されました。当日は、町消防団員346人、(半数は詰所持機)四国電力伊方発電所消防隊16人が出動。「人員・服装・姿勢の点検」、「機械器具の点検」、「規律訓練」が整然かつ、きびきびとした態度で行われました。

その後、消防署・第二分署の「救助訓練」があり、ビル火災を想定したを想定した救助訓練を披露しました。

分列行進に続き、表彰式が行われ、消防活動に尽力された方や労働者へ、表彰状の授与がなされました。

式典終了後、白崎埋立地岸壁で威勢よく一斉放水が行われ、出初式を終えました。

なお、被表彰者は次の方々です。
(敬称略)

消防庁長官表彰

永年勤続功労章

- 吉川保吉(川永田)
- 河野金一(平磯)

日本消防協会会長表彰

団体表彰 竿頭綬

- 伊方町消防団

功績章

- 佐々木 務(川之浜)

精績章

- 溜池信次(三崎)

永年勤続章

- 兵頭慎二(伊方越)
- 細川幸登茂(足成)

愛媛県知事表彰

功労章

- 橋本泰彦(湊浦)
- 井村重也(久保)
- 阿部実也(川之浜)
- 野本祐二(大佐田)

愛媛県消防協会会長表彰

功績章

- 稲井太郎(三机)
- 堀内弘保(向)

勤章

- 古田陸臣(田之浦)
- 宮藤泰光(大浜)
- 中元幸市(仁田之浜)

- 木戸秀輝(河内)
- 木戸寿和(湊浦)
- 赤家部哲男(小中浦)
- 梶谷弘雄(川永田)
- 門田正直(畑)
- 今泉博司(加周)
- 中田久司(大成)
- 鳥津正浩(鳥津)
- 田中洋介(三机)
- 高橋勝也(小島)
- 山下英男(塩成)
- 佐々木幸也(川之浜)
- 中西利郎(大久)
- 梶原博和(田部)
- 藤原 繁(名取)
- 荒川秀夫(名取)
- 今川克英(二名津)
- 谷村 誠(井野浦)
- 松下昭治(三崎)
- 松本虎彦(三崎)
- 谷上慶治(三崎)
- 赤坂誠也(三崎)
- 井上吉文(三崎)

八西消防団連合会長表彰

規律章

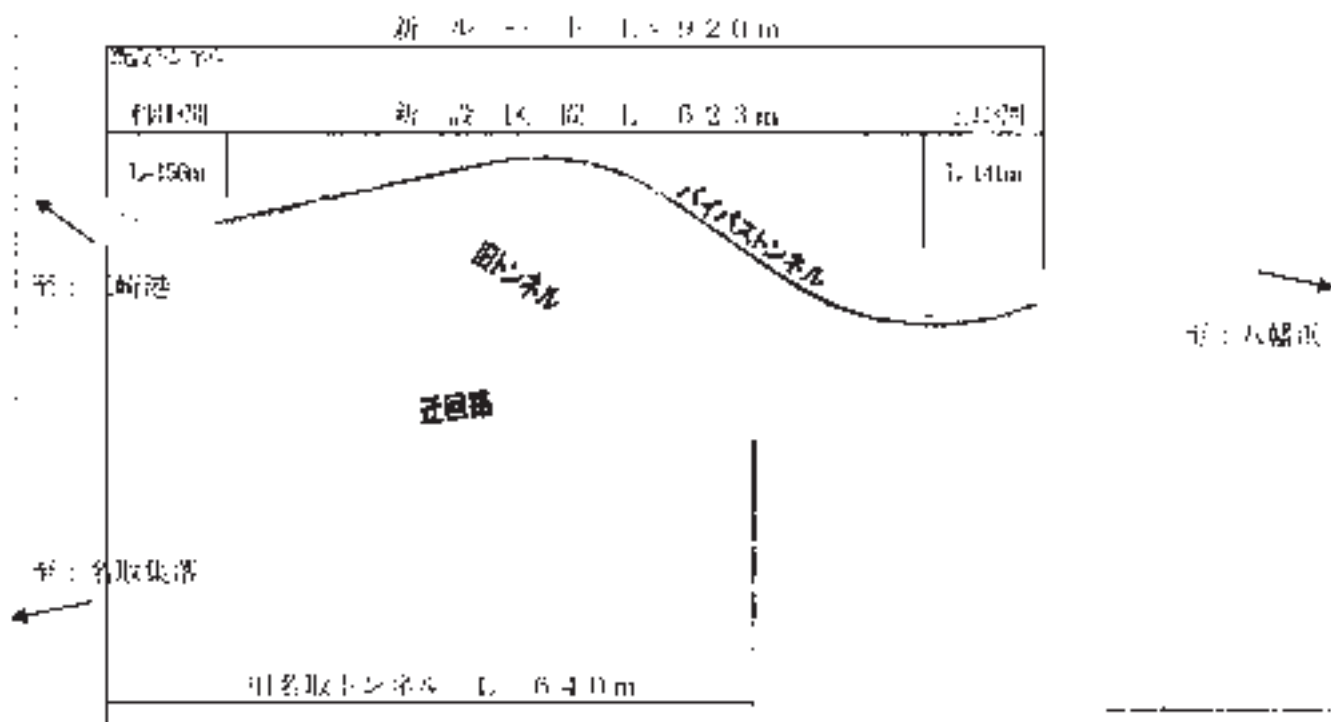
- 安堂廣道(大浜)
- 葛城真志(中之浜)
- 徳江 亮(仁田之浜)
- 山口勝行(河内)
- 山口克則(亀浦)
- 吉本 治(小中浦)
- 井上與士郎(中浦)
- 山崎勝司(豊之浦)
- 岡本 力(畑)
- 古田哲春(大成)

- 鳥津広喜(鳥津)
- 中村喜範(三机)
- 大石一登(足成)
- 川本栄作(志津)
- 中田公平(小島)
- 西山正光(塩成)
- 藤川輝之(川之浜)
- 阿部吉崇(川之浜)
- 坂田 壽(高茂)
- 浜田大平(二名津)
- 宮松傳司(二名津)
- 山下正人(串)
- 山下祐治(串)
- 荒川和也(与修)
- 阿部義幸(串)
- 井上久幸(三崎)
- 松田 武(三崎)
- 山本長之(三崎)
- 中村友則(三崎)
- 菊池拓也(三崎)



国道197号 名取トンネルの復旧工事について

名取トンネル復旧工事計画平面図



(国)197号(旧)三崎町名取の名取トンネルは、調査の結果、地すべりによりトンネル八幡浜入口付近においてコンクリートに亀裂が生じ、崩落する恐れがあるため、平成17年5月9日から、やむなく通行止めといたしております。

このため、利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしておりますが、このたび、平成18年3月から、復旧工事に着手することとなりました。

工事は、上記図面のとおり、地すべりブロックを避けたバイパストンネルで施工することとしており、今年の夏より本格的なトンネル掘削に着手し、順調に進めば、平成19年8月頃に工事を完成させ新ルートに切り換え、現在の迂回路の通行を解除出来る予定です。

なお、迂回路についても、路面の補修や道路の拡幅工事を行うほか、災害発生の危険がある場合は、通行止めの措置をとらせていただくなど、安全に対して万全の体制をとることとしております。

利用者の皆様には、もうしばらくの間、不自由をおかけしますが、なにとぞご理解のうえ、ご協力をよろしく申し上げます。

愛媛県八幡浜地方局建設部道路課
電話番号 0894-22-4111



三崎豊漁祭

【場所】
伊方町 串 佐田岬漁港周辺

【イベント】

5月3日(水)
歌謡ショー・花火大会他

5月4日(木)
三崎漁師のがいなパレード
海の幸即売会
海の幸バーベキュー他

【問い合わせ先】
三崎漁業協同組合 0894-56-0111
三崎総合支所地域振興課 0894-54-1113



故茅田一氏(元伊方町議会議員)

旭日単光章受章

昨年11月11日に逝去された故茅田一氏に、生前、地方自治の発展と学校及び社会教育の充実発展に尽力された功績に対し、旭日単光章が賜与され、2月13日(月)、県庁で伝達式が行われました。

故茅田氏は、昭和34年4月伊方町議会議員に初当選。三期連続12年間努められ、民生の安定、教育施設の整備充実、水不足の解消を目指し、上水道拡張事業に尽力する傍ら、し尿処理施設建設に大きく貢献しました。

また、昭和52年10月伊方町教育委員会委員に就任し、三期連続12年間、昭和60年からは委員長を努められ、教育諸問題の解決並びに活動の充実促進に尽力され、教育施設の改築、新築をはじめ、武道館の建設など施設の充実にも貢献されました。

他にも、町見漁業協同組合の理事を務めるなど組織の充実発展に寄与されました。

愛媛県計量検定所からのお知らせ

「特定計量器(はかり)」の定期検査を実施いたします。

取引又は証明に「はかり」を使用されている方は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールのないはかりは原則として商品取引等には使用できません。必ず受検してください。

なお、ヘルスメーター・キッチンスケール等を家庭内で使用している場合は、検査の必要はありません。

月 日	時 間	場 所
4月19日(水)	午前10時30分から正午まで	伊方町民会館
4月19日(水)	午後1時30分から午後3時まで	伊方町役場 町見出張所
4月20日(木)	午前11時から午後3時まで	瀬戸町民センター
4月21日(金)	午前11時から午後3時まで	三崎町商工会

●問い合わせ先
愛媛県計量検定所(TEL089-947-4001)
伊方地区……商工観光課(TEL38-2654)
瀬戸地区……地域振興課(TEL52-0270)
三崎地区……地域振興課(TEL54-1113)

平成18年度 危険物取扱者試験について


八幡浜地区危険物安全協会

- 試験日時**
平成18年6月11日(日) 午前10時00分～
- 試験会場**
愛媛県立八幡浜工業高等学校 他県下5会場
- 試験の種類**
甲種・乙種第1類～第6類・丙種
- 試験願書の受付期間**
平成18年4月10日～4月19日((財)消防試験研究センター 愛媛県支部必着)
願書は、地方局・八幡浜地区消防本部及び各分署にあります。
- 準備講習会**
県下6会場にて(南予地区——八幡浜市5月26日、27日 宇和島市5月12日、13日)開催予定です。
講習会の申し込み及びテキスト購入は、八幡浜地区消防本部で行います。
- 問い合わせ先**
八幡浜地区施設事務組合消防本部内
八幡浜地区危険物安全協会事務局 TEL 23-0119(予防課)

町内全域で霊柩車が使えます!

4月1日より下記の業者に委託して町内全域で霊柩車が使用できるようになりました。手続きについては、火葬の手続きの際に行います。なお、瀬戸、三崎地域については、1業者となっていますので、運行時間が重複した場合は調整させていただきます。

また、委託料の一部を利用料としてご負担いただくこととなります。



地域名	委託業者名
伊方地域	(株)サンリード (株)ジェイエイ にしようわ
瀬戸地域	豊予葬儀社
三崎地域	

霊柩車利用料	4,000円
--------	--------



消防署からののお知らせコーナー



津波対策

近い将来、東海から四国沖にかけての海域を震源として高い確率で発生するとされている『東南海・南海沖地震』。

大きな揺れと共に、大津波も押し寄せ、生命及び財産に甚大な被害が予想されます。

そこで、もう一度地震・津波対策についてご家庭等で話し合いを持たれてはどうでしょうか？

強い揺れを感じたら要警戒!

津波は猛スピードで襲いかかり、一瞬のうちに家も車も人も根こそぎさらっていきます。とくに、V字型に湾の奥がせばまった入江の周辺は被害が大きくなる傾向がありますから注意しましょう。被害が予想される地域では、強い揺れを感じたら、津波警報や津波注意報がでていなくても、早めに高台に避難する事が大切です。もし、津波に急襲されて間に合わないような場合は、高く丈夫な建物の上の階に向かって逃げて下さい。また、津波は第一波より第二波以降のほうが大きいこともあります。警報や注意報が解除されるまでは、絶対に海岸付近に近づかないようにしましょう。



◎津波及び地震に備えての心得.....

◆津波に備えて

日頃から避難場所(安全な場所)の確認をするとともに、非常持ち出し品の準備をしておきましょう。

◆地震が起こったら

- ① 小さな揺れでも大津波の危険性があります。
- ② 満潮の時は水位が高くなっているので、被害が大きくなります。
- ③ 海岸から「より遠く」ではなく、「より高い」場所へ避難しましょう。
- ④ テレビ、ラジオなどで正しい情報を確認して行動しましょう。
- ⑤ 津波は海岸沿いだけでなく、河川をさかのぼってくる場合もありますので海や河川には絶対に近づかないようにしましょう。



八幡浜地区消防署 第一分署 (☎ 53 - 0311) ・ 第二分署 (☎ 36 - 3119) ・ 伊方町消防団

シリーズ「ツーリズム」④

～魅力的な観光資源の発掘～

「南予地域の中でも伊方町は観光地として大きな可能性を秘めている。」

えひめ町並博2004に携わった県内外の専門家たちは口を揃えて言います。

その根拠は、「出入口が限られている」「海の産物、山の産物が非常に狭い範囲で揃っている」と言った特異な地形からくる視点や、「九州・道後間を周遊する観光客はかなりメロディーラインを通過している」と言った実状からくる視点等が挙げられます。しかし伊方町内に住む者としてにわかに信じがたいイメージを強く抱きます。

「こげなもの売り物になるがかいな？」

ほとんどの住民の皆さんは、あまりにも見慣れた物(風景)であるがゆえにこう考えているのではないのでしょうか。そこで伊方ツーリズム資源開発委員会の登場です。

～資源開発委員会の役割～

佐田岬ツーリズム協会の資源開発委員会は、伊方町内のあらゆる活動を観光資源として活用するため動き始めています。大きな役割としては二つ挙げられます。一つは、伊方町の”地域イメージ”を創造して全国に発信していくこと。もう一つは全国に発信するだけの魅力的な観光資源を発掘することです。

ここで取り上げるのは後者の「魅力的な観光資源の発掘」です。

～「伊方ならではの」づくり～

伊方の魅力は？と問われると「おいしいみかん」「新鮮な魚」「立ち並ぶ風車」などが真っ先に思い浮かべるところです。しかしながら、「みかん」や「魚」といったところは愛媛県内だけでもあらゆる場所で存在しますし、「立ち並ぶ風車」にしても一度見れば充分といったところが旅行者の心理のようです。ならばどうし

たらよいかを考えていくことが大切です。資源開発委員会では、他地域との差別化を図り、売り物にするために個別協議を実施しています。専門家も交えて協議を重ねていくと、これまで身近に接してきた産物や環境が、しっかりとした「売り物」となっていくと思います。ここが楽しいところです。



個別協議の様子

～町民一人ひとりの人財化～

去る3月6日、伊方町民会館で「地域密着型ビジネス総合講座」を開催しました。

参加者は、農家、漁師、飲食業、小売業、生活改善グループ、〇〇女性部など、多種多様な立場の人が集まりました。皆さんに共通していたことは、「自分たちの自慢の物をもっとたくさんの人に知ってもらいたい。買ってもらいたい。」という意識があるという点で、ツーリズム事業を実施していく上で最も重要な要素です。前述の「伊方町のイメージを全国に発信」していくためには、「モノ」以上に「ヒト」が重要になります。今後も定期的に講座等を開催していく予定です。たくさんの人々に観光地伊方町を支えて頂きたいと考えています。

農漁業、商業、旅館業に携わる方々のみならず、町内のいろんなグループの皆さんが挙って参加していただければ、それだけ伊方町は賑やかなイメージを全国に発信できます。普段の生活や活動の中の「モノ」や「アイデア」を是非観光客向けの商品として見つめなおしてみませんか。開発した商品は、今後、設立予定の佐田岬ツーリズム協会で旅行商品として販売することになっています。



講座の様子

年金のお知らせ



「国民年金保険料」の納付についてのご案内

納付書(現金)で納付する場合

銀行・信用金庫・農協などの金融機関、郵便局、社会保険事務所の窓口のほか、コンビニエンスストアでも納付することができます。

コンビニエンスストアなら、土・日、祝日でも24時間納付ができます。

※納付書を紛失した場合は、お近くの社会保険事務所にお電話していただくか、直接お越しいただければ、お作りします。年金手帳等、基礎年金番号がわかるものをご持参下さい。



口座振替で納付する場合

毎月の保険料を当月末振替にすると、1か月当たり保険料が50円(平成17年度は40円)割引されます。毎月納めに行く手間が省けて便利な上、納め忘れがなくて安心です。

手続きは、初回振替希望月の前月中旬までに①年金手帳または納付書、②通帳、③金融機関届出印をお持ちの上、金融機関または書皆保険事務所へお越し下さい。原則、初回2か月分(割引きなしの先月分+割引ありの当月分)の保険料の振替があります。

- 保険料は、月額13,860円(平成18年度)です。(平成17年度保険料より月280円引き上げられました)
- 納められた保険料は、金額、社会保険料控除の対象です。社会保険料控除として申告する際に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書を添付することが義務づけられました。
- 「老齢年金」だけでなく、「障害年金」「遺族年金」でも、生涯にわたってあなたの生活をサポートします。
- 保険料の納め忘れがあると、年金額が減ることや、年金が受給できない場合があります。将来確実に年金を受けていただくためにも、保険料はきちんと納めましょう。

4月の社会保険出張相談日(場所:八幡浜商工会議所)は11日(水)・28日(金)(10時～15時30分)です。

保健センターだより 12



保健センターでは、皆さんが健康づくりをすすめていくためのお手伝いをしています。

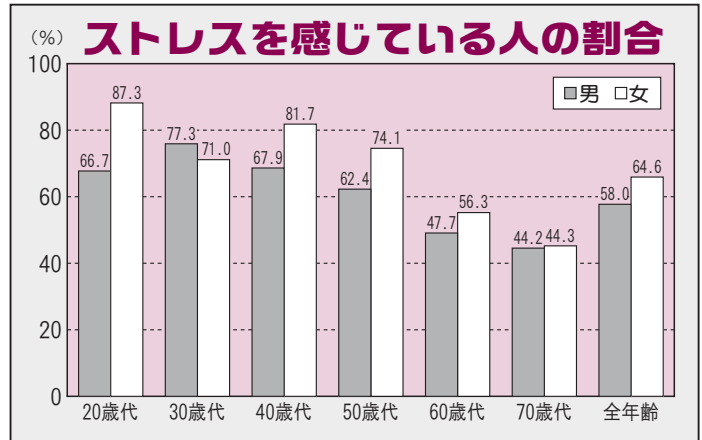
“休養・こころの健康”

適度なストレスは、人が生きていく上で必要なものですが、過剰になると心身のバランスが失われることがあります。

ストレスを感じている人の割合は、男性58.0%、女性64.6%となっています。

一方、ストレス解消法を持っている人の割合は、男性77.1%、女性82.3%となっており、その内訳は下記のとおりです。

自分にあったストレス解消法を身につけて、こころの健康を保ちましょう。

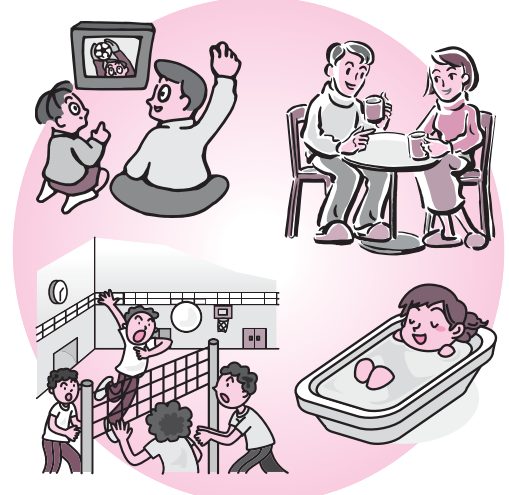


(平成16年県民健康調査結果より)

《ストレス解消法 ベスト5》

男性	順位	女性
テレビを見たりラジオを聞いたりする (44.4%)	1位	人に話して発散する (54.9%)
趣味・スポーツにうちこむ (39.7%)	2位	テレビを見たりラジオを聞いたりする (44.8%)
のんびりする (37.0%)	3位	のんびりする (36.5%)
酒を飲む (36.2%)	4位	買い物をする (32.0%)
温泉・入浴 (26.6%)	5位	温泉・入浴 (29.1%)

(平成16年県民健康調査結果より)



《4月の行事予定》

()は会場、開始時間

伊方地域	瀬戸地域	三崎地域
7日 オレンジ会 (オレンジ作業所 9:30~)	7日 たんぼぼクラブ (保健センター 9:30~)	6日 清見クラブ(伽藍山 9:30~)
24日 リハビリ訪問 (13:30~)	21日 たんぼぼクラブ (保健センター 9:30~)	7日 三崎ふれあい広場 (保健センター 13:30~)
25日 乳児相談 (保健センター 10:00~)		19日 正野ふれあい広場 (正野漁民集会所 13:30~)
27日 なかよし広場 (保健センター 9:30~)		20日 串ふれあい広場 (串集会所 11:00~)
育児相談 (保健センター 13:00~)		21日 子育て支援広場 (三崎保健センター 9:30~)
		21日 与侈ふれあい広場 (与侈集会所 13:30~)
		25日 二名津ふれあい広場 (二名津集会所 13:30~)
		28日 心の健康相談 (三崎公民館 13:00~)

伊方保健センター TEL38-1811
 瀬戸保健センター TEL57-2113
 三崎保健センター TEL54-1771



三崎高校だより

卒業おめでとう!

三月一日、多くの来賓、保護者が見守る中、第五十五回卒業式が挙行されました。

厳粛な雰囲気の中、卒業生を代表して宅見由真さんが答辞を読み上げ、三年間の思い出を振り返るとともに、支えてくれた地域の方、在校生、家族、教職員への感謝の気持ちを語りました。卒業後も、高校生活で身につけた知識、育んできた友情を糧に、それぞれの道で活躍してくれることと思います。



進路状況(2月27日現在)

【就職】

県内企業……………10名
 県外企業……………4名
 公務員……………0名
 その他……………5名

【進学】

4年制大学……………13名
 短期大学……………7名
 専門・各種学校…15名
 未定……………3名

修学旅行だより

☆東京班☆

二年 寶栄ゆかり

飛行機で羽田に着くと、愛媛とは全く違って高いビルが建ち並び、テレビで見えたことがない景色が広がっていました。バスで新潟まで移動すると、東京とはまた違って道路の端には雪が三メートルくらい積もっていました。初めて見る豪雪にとっても驚きました。

二日目、三日目は岩原スキー場でのスキー実習です。スキー靴を履くの、滑るのも初めての体験で、とてもとまどったけれど、インストラクターについてもらって何とか滑れるようになりました。インストラクターはとてもノリがよく、面白い方だったので、あっという間にうち解けることができました。初めはスキーを八の字にして止まる練習をしましたが、なかなか難しく、滑り出したら止まらないという状態でもそんな自分にショックを受けました。でもコツを教えてもらい、何とか止まれるようになると、だんだんスキーをすることに楽しみを感じるようになりました。翌日は朝からリフトに乗りましました。滑るまえにリフトから降りるこ

とが思ったよりも難関で、何度か転んでしまいました。思ったように滑ることができるととても嬉しかったです。

四日目、五日は東京での研修でしたが、自主研修では、まず電車に乗ることが大変でした。満員電車というものを初めて体験しました。原宿の人が多くて、デイズニールランドに戻ったのですが、ここも平日にもかかわらずたくさんの人でこった返し、おみやげを買うのも一苦労でした。

でも、ミッキーやドナルドと一緒に写真を撮ることができ、とても思い出に残る旅になりました。愛媛では体験できないことが多くとても楽しかったです。



☆シンガポール・マレーシア班☆

二年 阿部はるな

シンガポールから車で一時間でマレーシアに行くことができます。私たちはこの修学旅行で二か国を旅しました。私は二回目の海外旅行でしたが、昨年の夏、英語短期研修で行ったオーストラリアとは全く違っていました。たくさんの人種の方がいましたし、建物もオーストラリアとも日本とも異なっていました。

二日目は民族村で聞いた音楽や、ダンスを見たことが印象に残っています。竹で作った楽器の音色がとてもきれい

でした。また、王宮博物館の中は感動しました。そこはまるで「美女と野獣」の世界にきたようでした。

三日目のナショナル・ジュニア・カレッジとの交流会は、学生の方とあまり話す時間が少なく残念でしたが、踊りを教えてもらうことができました。踊りは難しかったですが、楽しく踊れました。午後からの自主研修では、現地の学生のカイシンさんが私たちを案内してくれたのですが、日本語がとても上手で、親切な方でした。屋台村で食べたチャーシューまんのおいしさや、夜の遊覧ボートから見るきれいな夜景に感激した一日でした。

シンガポールでの最後の日には、セントーサ島やナイトサファリに行きました。初めて夜の動物園へ行きました。昼間見る動物とはまた違った迫力がありました。夜しか見ることのない動物もいて、貴重な体験でした。

ガイドのサイモンさんもエリックさんも、とてもユーモアのある方で、おかげで楽しい旅行になりました。今回の修学旅行で、違う国の文化に触れることができ、海外に目を向けるとともに、自分たちの住んでいる日本を見つめ直すいいきっかけになったと思います。



はり、きゅう等施術費助成事業

平成18年度より利用券の交付申請が必要となります。

町内に居住し、住所を有する満40歳以上の方を対象に、町の指定する施術所において、はり、きゅう、マッサージの施術を受ける場合、年度内24回を限度に施術費の一部を助成しております。

平成18年度より施術の助成を受ける場合、利用券の交付により施術を受けていただくこととしました。

利用される方は、印鑑と保険証又は高齢者手帳等を持参の上、下記受付窓口申請下さい。

伊方地域

本庁 福祉課又は町見出張所
(問合せ) 福祉課 38-2652

[高齢者福祉係まで]

瀬戸地域

瀬戸総合支所 地域生活課又は四ツ浜出張所

(問合せ) 地域生活課 52-0114

[福祉係まで]

三崎地域

三崎総合支所 地域生活課

(問合せ) 地域生活課 54-1116

[福祉係まで]



初めての誕生日 (4月生まれ)

初めての誕生日を迎えるお子さんを紹介するコーナーです。



水本 ^{りき} 力ちゃん

(大久)

笑顔、泣き顔、寝顔どの顔もみんな全部大好きです。お姉ちゃんに泣かされても名前に負けない力強く、たくましい男の子に育て下さい。やさしさも忘れずにね。(直樹パパ・美代賀ママより)



牛尾 ^{もも} ^か 百花ちゃん

(湊浦)

泣いたり笑ったり毎日大忙しのももちゃん。これからも元気いっぱい我が家の「花」でいてね！
(元宣パパ・さつきママより)



Vol.11

ジョシュア・パール

ミネソタ州のイースター

もう春が来て、暖かくなってきましたね。毎年木々が新芽を出すこの時期、私は「もうすぐイースターだ」と思います。キリスト教での最大の祭はクリスマスで、次はイースターです。今回はイースターの話や習慣を少し紹介したいと思います。

クリスマスやバレンインデーのように、イースターは元々キリスト教のお祝いですが、時間が流れて、キリスト教とあまり関係がない習慣も出来ました。そう言う風に私の家族のような信じ深い人々も参加できます。

イースター(復活祭)は庶癩にかけられたキリストが3日後に復活したことを祝う祭です。イースターは春分の日の後の最初の満月の次の日曜日と決められており、今年は4月16日です。

イギリスでは色々な習慣があります。一番多いのはイースター・エッグ(イースターの卵)の事です。子供達は家や学校でゆで卵の殻を染めます。ゆで卵一個色を着けた水に入れて、好きな色が着いたら出して干します。柔らかな春っぽい淡い色の卵で飾れた食卓はイースターの代表の光景です。この卵の習慣の起源

は不明ですが、キリスト教より古いそうです。卵形のチョコレートやキャンディーもイースターの頃に発売して、大人気です。

他のイースターの習慣は「イースター・エッグ・ハント」という事です。近所の公園の中で、大人達はイースター・エッグ(またはイースター・エッグ形のチョコ)を何個も隠します。決まった時間の間に、近所の子供達はイースター・エッグを探します。もちろん、見つけたらもらいます。でも、それだけではありません。少し日本の餅まきのように、卵の外側に番号が書いてあって、その卵を見つけたら、賞品をもらいます。子供の頃、私もこの活動に何年も参加しました。毎年、他の子は何個もの卵を見つけてましたが、私は一年しか卵を1個見つけれませんでした。毎年泣きながら家に帰りました。

子供にとって、イースターのメイン・イベントは「イースター・バスケット」の事です。両親は特別のバスケットにイースター・キャンディーを入れて、そして家の中でどこかに隠します。子供達は必死に探します。私の両親はいつも見つけにくい所にバスケットを隠しましたから、探すのに何時間もかかりました。

多くのキリスト教の家族はイースターの朝に教会に行きます。昼頃に家に帰って、特別のイースターの食事を食べます。必ずハム、イースター・エッグ、春の野菜などが出ます。私の家族はめったに教会へ行きませんでした。毎年特別なイースター料理がです。

それでは、伊方町の皆さん、ハッピー・イースター!

伊方発電所の状況

1. 運転状況について(平成18年3月1日現在)

伊方1号機(定格電気出力56万6千キロワット)
第23回定期検査中
伊方2号機(定格電気出力56万6千キロワット)
定格熱出力一定で運転中
伊方3号機(定格電気出力89万キロワット)
定格熱出力一定で運転中

2. 2号機 充てんポンプの逃がし弁の不具合について

第18回定期検査中(調整運転中)の2号機において、2月14日22時44分、1次冷却材ポンプの封水注入流量の指示低下を示す信号が発信しました。

このため、調査を行ったところ1次冷却材ポンプに封水を注入している充てんポンプ3台のうちのB号機の出口にある逃がし弁に不具合があることが確認されました。

また、同じくC号機の逃がし弁にも微少なシートリークの徴候が確認されましたが、運転には支障ありませんでした。

その後、当該逃がし弁を分解点検し、部品取替及び手入れを行った後、ポンプの運転状態を確認した上で、2月21日10時30分に復旧しました。また、念のため、A、C号機の出口の逃がし弁についても分解点検を実施しました。

なお、この充てんポンプは、通常、1～2台で運転し、残りは予備としているため、原子炉の運転には支障ありませんでした。



3. 1号機 復水器冷却用海水配管の割れについて

2月21日、第23回定期検査中の1号機において、冷却用に取水した海水を復水器に循環している配管(外径:約3m)内の点検を実施していたところ、17時頃、割れ(長さ約20cm)があることが確認されました。

このため、配管内の点検に併せて当該部の補修を行う予定です。

これらの事象について、町・県では、合同で立入調査を実施し、環境への放射能の影響がないことや復旧の状況等を確認しました。

(この他、1日に地震感知の連絡がありました。)

町内の交通事故

物件事故 13件(2月) 累計22件

人身事故 2件 傷者2人 死亡1人(2月)
累計3件 傷者3人 死亡1人

お年寄りの交通事故が多発しています

交通事故に関与したお年寄りの多くが、交通安全教育の場に参加していないことが多く、八幡浜警察署では、「出前型」の交通安全教室を開いています。

夜間は、車の運転手から歩行者や自転車が見えにくくなります。外出するときは、明るい色の服装を選んだり、反射材の利用をするなどして、事故防止に努めましょう。

八幡浜警察署では、お年寄りのための「お達者三ヶ条」を定め、交通事故防止の啓発に努めています。

- 1 道路に出たら「油断は禁物」! 自宅付近の慣れた道路でも注意しましょう。
- 2 道路を横断するときは、左右の安全確認を確実に!
- 3 夜間の外出は、明るい色の服装で、反射材を使用しましょう!

お礼

名古屋市市中川区にお住まいの三浦守さんから広報紙編集費用にご寄付いただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

刑事手続における犯罪被害者のための制度

裁判所における刑事手続では、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するための様々な制度が設けられています。

具体的には、①裁判の優先的傍聴の配慮、②刑事事件記録の閲覧・コピー、③証人の不安や緊張等を緩和するための措置、④法廷での心情や意見の陳述、⑤民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載の各制度です。

これらの制度の利用を希望する方や、もっと詳しくお知りになりたい方は事件を担当する裁判所までお問い合わせください。また、各裁判所に備え付けてあるリーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」もご覧ください。



リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」

●伊方町の人の動き(平成18年2月末現在) 増減事由は2月中

人口 12,860人 (-22人)
男 6,077人 (-7人)
女 6,783人 (-15人)
世帯 5,300世帯 (-2世帯)

出生 7人

死亡 14人

転入 12人

転出 27人

2006
4
April

くらしのカレンダー

●…教育 ☆…衛生 ○…その他

日	月	火	水	木	金	土
						1 エープリルフール ☆紙類・布類収集日(旧瀬戸町全域) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ類(三崎、与修、串、正野)
2	3 ☆不燃物収集日(大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦) ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	4 ☆不燃物収集日(河内、小中浦、伊方越、亀浦、中浦、川永田) ☆不燃物収集日(大久、川之浜) ☆粗大ごみ収集日(三崎、与修、串、正野)	5 清明 ☆不燃物収集日(豊之浦、奥、向、畑、須賀、久保、西) ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ○心配ごと相談(伊方町民会館13:00~17:00)	6 ☆不燃物収集日(二見、加周、田之浦、古屋敷、大成、鳥津、九町越) ☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	7 世界保健デー 松山春まつり「お城まつり」(松山市~9日) ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆びん、カン類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)	8 花まつり ☆新聞・雑誌、ダンボール(三崎、与修、串、正野)
9 ○きららメロディー市(きらら館10:00~)	10 人権の日 ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	11 ☆不燃物収集日(大久、川之浜) ☆びん、カン類(三崎、与修、串、正野)	12 ☆古紙及び古着収集日(旧伊方町全域) ☆有書ごみ収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	13 ☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	14 ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆粗大ごみ収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)	15 ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ類(三崎、与修、串、正野)
16	17 土用 ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	18 発明の日 ☆不燃物収集日(大久、川之浜)	19 ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ○心配ごと相談(町見公民館13:00~17:00)	20 穀雨 郵政記念日 ☆アルミ缶収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	21 ☆スチール缶収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆びん、カン類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに) ○給食サービス(町見地区) ○心配ごと相談(三崎保健福祉センター9:30~12:00)	22 ☆新聞・雑誌、ダンボール(三崎、与修、串、正野)
23	24 ☆発泡スチロール収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	25 ☆ペットボトル収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(大久、川之浜) ☆びん、カン類(三崎、与修、串、正野)	26 大洲つつじまつり(大洲市~5/15) ☆空ビン収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区) ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	27 ☆空ビン収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	28 ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに) ○給食サービス(伊方地区)	29 みどりの日 ○もーもーフェスティバル(高茂高原10:00~) れんげ祭り(西予市)
30						

可燃物については、年度当初に配布したパンフレットまたはちらし等でご確認ください。

